6 件

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	つせん	等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合(現在は、B組合。)における資格喪失日に係る記録を昭和56年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月31日から56年1月1日まで 昭和56年1月1日付けで、A組合からC組合に異動になった時の厚生年 金保険の被保険者記録に1か月の空白が生じている。

このことについては、申立期間当時の庶務担当者が、「資格喪失に係る届出書類に誤った日を記載した。」と届出間違いを認めているので、私の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人が昭和55年12月31日までA組合に在籍し、56年1月1日からは、C組合において勤務していたことが確認できる上、B組合では、「申立人のA組合における雇用保険の被保険者記録が55年12月31日までとなっているので、同年12月の厚生年金保険料を雇用保険料と一緒に給与から控除していると考えられる。」と供述していることを併せて判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A組合の健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の資格喪失時の記録から 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B組合から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確

認届において、資格喪失日が昭和55年12月31日であることが確認できるが、 当該記載については、申立期間当時の社会保険事務担当者が、「申立人の健康 保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認届の資格喪失日を56年1月1日と記 入すべきところ、誤って55年12月31日と記入した。」と供述している上、同 組合の現在の社会保険事務担当者も申立人の被保険者資格喪失に係る届出誤 りを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年12月の 保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行 ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付 した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行して いないと認められる。

香川国民年金 事案 314

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から48年2月まで

申立期間前の期間には、私は県外に住んでおり、事業所で勤務し厚生年金 保険に加入していた。

昭和44年8月に退職するとともにA市へ転入し、その後、45年4月ごろに同市の市営団地に入居した。同市に転入してからは自営業を始めたので、それまで加入していた厚生年金保険から国民年金に切り替える必要があることは認識しており、同市に転入してから市営団地に入居する手続などのために市役所の出張所へ出向いた際に、国民年金の加入手続をした。その後、市役所職員又は市から委託を受けた人が毎月自宅まで集金に来てくれたので、その人に国民年金保険料を渡していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、「昭和44年8月にA市に転入し、その後45年4月ごろに同市の市営団地に入居するまでの期間中に、国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、国民年金受付処理簿から、50年8月ごろであると確認できる上、同処理簿に記載された44年7月から45年12月までの期間に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた者の記録を見たところ、申立人及びその妻が当該期間中に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた形跡は確認できず、ほかに同記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、第

2回特例納付が実施されていた時期であるが、申立人は「申立期間の国民年金 保険料について、さかのぼって一括して納付した記憶は無い。」としている上、 ほかに申立期間の国民年金保険料を特例納付したことをうかがわせる事情も 見当たらない。

さらに、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を 納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 315

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から48年2月まで

申立期間前の期間には、私は県外に住んでおり、夫が厚生年金保険に加入していたので、国民年金には加入していなかった。

夫が昭和44年8月に退職するとともにA市へ転入し、その後、45年4月ごろに同市の市営団地に入居した。同市に転入してからは夫が自営業を始めたので、国民年金に加入する必要があることは認識しており、同市に転入してから市営団地に入居する手続などのために市役所の出張所へ出向いた際に、夫が国民年金の加入手続をした。その後、市役所職員又は市から委託を受けた人が毎月自宅まで集金に来てくれたので、その人に国民年金保険料を渡していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、「昭和44年8月にA市に転入し、その後45年4月ごろに同市の市営団地に入居するまでの期間中に、国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、国民年金受付処理簿から、50年8月ごろであると確認できる上、同処理簿に記載された44年7月から45年12月までの期間に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた者の記録を見たところ、申立人及びその夫が当該期間中に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた形跡は確認できず、ほかに同記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、第

2回特例納付が実施されていた時期であるが、申立人は「申立期間の国民年金 保険料について、さかのぼって一括して納付した記憶は無い。」としている上、 ほかに申立期間の国民年金保険料を特例納付したことをうかがわせる事情も 見当たらない。

さらに、申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から21年7月31日 まで 私は、昭和19年4月ごろからA会(現在は、B組合C支店。)において 勤務していたが、同会における厚生年金保険の被保険者期間は、21年7月 31日から22年4月30日までの9か月間となっており、実際に勤務した期間と相違するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張及び同僚の供述から、入社時期は特定できないものの、申立人が、オンライン記録においてA会で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる昭和 21 年 7 月 31 日以前から同会で勤務していたことはうかがえる。

一方、厚生年金保険法に基づき被保険者の給与から厚生年金保険料の控除が開始された昭和 19 年 10 月 1 日から申立人がA会において同保険の被保険者資格を取得している 21 年 7 月 31 日までの期間の同会における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録、及び当該名簿により 20 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚 2 人が、それぞれ、「同会へは、技術士としてD会から異動した。」、「同会には、E学校を卒業してすぐに技術職員として勤務した。」と供述していることから、申立期間当時、同会では、技術担当である被保険者が資格を喪失した時、新たな技術担当者に被保険者資格を取得させることにより、被保険者数をおおむね 10 人に維持していたことがうかがえる。

しかし、申立人の主張及び同僚の供述から、申立期間当時、A会の組織は 指導部と金融部に分かれており、金融部に所属する職員は事務担当者であっ たが、指導部に所属する職員は、事務担当であった責任者以外は技術担当者 のみであったことがうかがわれるところ、申立人は、「私は、同会に入社す る前は実家で農業をしていた。村長の紹介で同会の指導部で事務員として勤務するようになったが、そこでの私の立場はよく分からない。指導部で事務を担当していたのは、私以外は責任者一人であり、ほかの男性職員は技術の仕事をしていた。」と主張しており、申立期間当時の同僚の供述内容とおおむね一致している上、申立人と同じ業務を担当していた前任者及び同僚の存在をうかがわせる供述を得ることもできないことから、申立人については、指導部の技術担当職員とは異なった処遇が行われていたことがうかがわれる。

また、B組合C支店の現在の担当者は、「本店にも確認したが、申立期間当時の厚生年金保険の取扱状況が確認できる資料は無い。」と供述している上、申立期間当時の同僚からも、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いに関する供述を得ることができない。

さらに、A会の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得している昭和 21 年 7 月 31 日までの期間に健康保険番号に欠番は無く、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月28日から同年12月26日まで 私は24歳の誕生日前後にA市からB市に転居し、間もなく、C社で働い ていた友人の紹介で、同社で働くようになった。

C社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している日付は昭和 50年 12月 26日となっているが、入社当初から給与を全額支給された記憶は無く、申立期間について厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間に同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社で働くようになった経緯及び時期について、「24 歳の誕生日前後に転居し、間もなく、前の職場の同僚であり、既に同社で働いていた友人の紹介で働くようになった。入社した時は、まだ暑い時期であった。」と主張しており、入社日を特定することはできないものの、少なくとも、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している昭和 50 年12月 26 日以前から同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人がC社で雇用保険の被保険者資格を取得しているのは、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同じ昭和50年12月26日であることが確認できる上、申立人が、「同社で勤務していた友人の紹介で働くようになった。」と主張している同僚が同社で被保険者資格を取得しているのは、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同日の同年12月26日であることが確認できる。

また、C社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立期間及び申立期間前後の昭和50年6月2日から51年11月18日までの期間に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚で、入社時期を記憶していた4人の同保険被保険者資格の取得日は、入社から数

か月後であることが確認できるところ、これら同僚のうち2人は、それぞれ、「申立期間当時、試用期間があり厚生年金保険に加入してくれるまでは、国民年金に加入していた。」、「申立期間当時、給与の手取額が多かったことから、その理由を同僚に聞いたところ、同社では事業主に認められないと社会保険には加入してもらえず、そのため保険料が控除されていないので手取りが多いと教えてくれたことを覚えている。」と供述している上、申立期間当時、同社で給与関係の事務をしていたとしている同僚は、「厚生年金保険に加入させていない従業員の給与から保険料を控除することは無い。」と供述している。

さらに、C社は、法人登記簿上、既に解散しており、同社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立期間当時の事業主の子息は、「同社を営んでいた父母は既に死亡しており、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いは分からない。」と供述していることから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いに関する関連資料及び供述を得ることはできない上、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から23年1月1日まで

② 昭和23年10月31日から同年11月30日まで

③ 昭和56年12月25日から57年5月1日まで

④ 昭和62年8月1日から同年11月30日まで

社会保険事務所(当時)において、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及び②と、B社C支社に勤務していた申立期間③及び④の加入履歴が無い旨の回答をもらったが納得できない。詳しい調査の上、すべての申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿より、同社は、昭和23年1月1日から厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①当時は、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A社は、昭和38年3月5日付けで社会保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間①及び②における事業主の連絡先等は不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人を含む全厚生年金保険被保険者 36 人のうち、昭和 23 年8月の1か月のみ同社に勤務した同僚1人を除き、その他の同僚の連絡先等は不明であり供述を得ることができないことから、申立人が、申立期間①及び②において、同社で勤務していたことを確認することができない。

2 申立期間③について、B社C支社のPD登録原簿より、申立人は、昭和 57年1月4日から62年11月28日まで同社C支社に勤務していたことは 確認できるものの、同社本社福利厚生室の現在の事務担当者は、「申立期間③当時、販売員は3か月程度の研修期間があった。」と供述しており、申立人も、「配属された同社C支社D支部において、申立期間③当時の上司から、3か月くらいの研修期間があると聞いた。」と主張している上、申立人と同時期に同社C支社D支部に配属された現在の同社E支部長である同僚は、「申立期間③当時、販売員は、3か月余りの試用期間があったので、私は、52年9月ころ入社しているが、厚生年金保険に加入したのは、同年12月1日付けである。」旨の供述をしていることから、同社は、販売員として採用した者について、採用後一定期間をおいて厚生年金保険の加入手続を行う取扱いがあったものと考えるのが妥当である。

また、B社C支社において保管されている申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人は、同社 C支社において、昭和57年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し たことが確認できる。

3 申立期間④について、前述の事務担当者は、「当社では、申立期間④当 時、販売員は、3か月に1度の査定において、営業成績が基準に達してい ない場合、原則、厚生年金保険に加入できない嘱託員である営業パートナ ーに降格され、その際、契約書を交わし、次回の査定において、成績が基 準に達すれば、再度、厚生年金保険に加入できるものの、1年間成績が上 がらず営業パートナーのままであった場合、又は、1年以内に辞職する場 合は、退職届を提出することになっている。」と供述しているところ、申 立人は、「退職日の2か月から3か月前に成績が上がらないので辞めると 上司に口頭で伝えた。」と主張している上、オンライン記録から申立期間 ④当時、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失を繰り返していること が確認できる同社C支社F支部の販売員は、「同社C支社F支部において 同資格を取得した後、継続して勤務していたものの、何度か同被保険者資 格を喪失した記録になっているのは、3か月に1度の査定の際、営業成績 が基準に達していなかったので、厚生年金保険に加入できない営業パート ナーになったためである。」と供述していることから、同社では、営業成 績により厚生年金保険被保険者資格喪失手続を行う取扱いがあったものと 考えられる。

また、B社C支社において保管されている申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は、同社C支社において、昭和62年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる。

4 すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金 保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはでき ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月5日から35年7月30日まで

② 昭和35年10月1日から37年10月31日まで

新聞報道等により、自分の年金記録のことが気になったため、社会保険事務所(当時)で調べたところ、脱退手当金を受給した記録とされていたことを初めて知った。脱退手当金という制度があることも知らなかったし、受給したとされるころは、結婚して転居後のことであり、脱退手当金を受取に行った記憶も無く、受け取っていないものを受け取ったとされることは承服し難い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿より、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年10月31日の前後おおむね3年以内に資格喪失した女性のうち、同社において2年以上の厚生年金保険被保険者期間を有する者は5人であり、そのうち申立人を含む3人に脱退手当金支給記録が確認できる上、3人全員に同資格喪失日から6か月以内に脱退手当金が支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性がうかがえる。

また、申立人の申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年1月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。